

おしゃ猫ネットワーク からのお知らせ



1月12日、おしゃ猫ネットワークでは、Mobile vet office（江別市）の大門先生に来ていただき、町内の個人宅をお借りして野良猫・外飼いの猫27匹（町内15匹、町外12匹）の避妊・去勢手術を行いました。

もうこれ以上、不幸な子猫たちを増やさないためにも避妊・去勢の手術を行いましょう。

動物病院まで連れて行くのが困難な方は、連絡をくださればご相談にのります。

【お問い合わせ先】

代表 たま（☎090-2818-3981）

第1回町議会臨時会

令和8年第1回町議会臨時会が1月16日に開かれ、議案2件について審議しました。

◆財産の取得

タイヤショベルを929万5千円で北海道川崎建設株式会社より取得することが承認されました。

◆一般会計補正予算（第7号）

令和7年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ1億8,551万8千円が追加され、予算総額73億6,712万7千円となりました。

補正のおもなものは歳入が地方交付税や国庫補助金の追加など、歳出は福祉施設等物価高騰対策支援金や地域商品券換金事業にかかる負担金・補助及び交付金の追加などです。



冬期福祉給付金（福祉灯油）



高齢者や障がい者、ひとり親世帯等で下記の要件に該当する世帯に対し、灯油の購入費などの冬期間に増加する経費の一部を支給し、経済支援を行います。

対象となる世帯へは、案内文書を郵送しておりますので、期日までに手続きをお願いいたします。

また、下記の要件に該当しているのに、案内文書が届かない場合は、お早目に担当課までご確認ください。なお、期日までに申請がない場合は、給付金を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。

□支給対象となる要件

基準日となる令和8年1月1日現在、本町の住民基本台帳に記載されている在宅者で、下記のいずれかに該当し、かつ、令和6年中の世帯員全員の合計収入が150万円以下の世帯で、令和7年度の町民税非課税世帯に属し、申請日現在、引き続き支給の要件を有する世帯が対象になります。ただし、生活保護世帯は対象となりません。

①高齢者世帯

- ・基準日現在、満75歳以上の方のみで構成される世帯

②心身障がい者世帯

- ・身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方がいる世帯
- ・療育手帳A判定の方がいる世帯
- ・障害基礎年金を受給されている方のいる世帯
- ・特別児童扶養手当を受給されている方のいる世帯

③ひとり親世帯

- ・児童扶養手当を受給されている世帯等

④準要保護世帯

- ・準要保護世帯として認定されている世帯

※在宅者とは、施設入所や長期入院、町外へ長期滞在をしていない方になります。

□支給額 1世帯あたり10,000円

□受付期間 2月2日(月)～3月6日(金)

□2月3日(火)に会館での受付も行います

①中の沢振興会館	10:00～10:30
②国縫振興会館	11:00～11:30
③双葉振興会館	13:30～14:00
④静狩振興会館	14:30～15:00

【お問い合わせ先】保健福祉課福祉係 ☎2-2454